

居住者証明書について

はじめに

新日米租税条約が平成16年3月30日に発効し、源泉徴収に関して平成16年7月1日から適用されている。このことを受けて、国税庁は、平成16年5月20日付の通達により、租税条約に関する届出書等の改正を行うとともに、今回、新たに「特典条項に関する付表」等の様式を追加した。

この特典条項に関する書類には、「居住者証明書」等の添付が必要とされている。本論では、この「居住者証明書」とは何かということを取り上げる。

1 居住者証明書とは何か

平成16年6月に国税庁より発行された「源泉所得税の改正のあらまし」によれば、「居住者証明書」は次のように説明されている。

「居住者証明書とは、相手国の権限ある当局が発行した『その者が、その相手国における居住者であることを証明した書類』である。居住者証明書の発行に関して、米国における『権限ある当局』とはIRS（米国内国歳入庁）であると考えられる。」

2 新日米租税条約以前の居住者証明書の実務

これまで、日本の税務署に居住者証明書を申請する例はあった。例えば、日本に居住する外国人（X）が、その本国（Y国：日本との間に租税条約を締結）で利子所得があったとする。Xの居住形態は、日本居住者、Y国非居住者であるが、日本・Y国租税条約の適用を受けて、Y国の利子所得について租税条約上の限度税率の適用を認めるためには、Y国の課税当局は、Xに対して、日本において居住者（日本で居住者ということ証明すればY国非居住者ということになる。）であることを日本側が証明する書類を作成して提出することを要請する。

このような場合、Xは、Y国課税当局が作成した所定の様式を確定申告書の提出先である日本の所轄税務署に持参して居住者である証明を受けることを所轄署の税務署長宛に申請することになる。また、確定申告をしていない場合には、給与の源泉徴収票等及び外国人登録証の写し等をその所定の様式に添付して証明を申請することになる。

また、上記のような外国人ではなく、本来の日本居住者である者の場合も、課税の軽減を受けようとする外国の課税当局が作成した所定の様式を、確定申告書の提出先である日本の所轄

Topics of International Taxation

税務署に持参して居住者である証明を受けることを所轄署の税務署長宛に申請することになる。また、確定申告をしていない場合には、給与の源泉徴収票等及び住民票の写し等をその所定の様式に添付して証明を申請することになる。

したがって、これまでの日本における居住者証明は、他国の作成した書類に所定の事項を記載して申請者が日本居住者であることを証明していたのである。

3 米国における居住者証明書

前述の日本における実務と比較した米国の特徴は、米国財務省が、他国の作成した様式を使用して米国の居住者証明を行わないということである。

米国では、居住者証明書の発行を受けるためには、IRS（米国内国歳入庁）に対して、米国居住者証明書の申請書（FORM 8802：以下「申請書」という。）を提出する必要がある。

その結果として、米国財務省より居住者証明書（FORM 6166：以下「証明書」という。）という文書が発行される。この証明書は、証明対象となる個人、法人、その他の団体等が、米国所得税法上（米国の場合は、個人所得税と法人所得税の双方が含まれる。）、米国居住者であることを証明するものである。したがって、米国において申告を行っていない者、米国において非居住者申告書を提出した者、米国以外で設立された非課税団体等はこの証明書の発行を申請することができない。

この証明書の申請を行う場合、申請様式の書類に必要な記載事項は次のとおりである。

- ① 納税者氏名、米国の社会保障番号、雇用者照合番号又はその他の米国納税者照合番号
- ② 申告した申告書の種類（個人、法人、免税申告等）
- ③ 証明を要する年度
- ④ 証明書の提出先の国名

この申請期限は、証明書に記載する日付よりも30日以前に申請書を提出する必要がある。この申請後、証明書の発行が遅延している場合、その遅延に係る通知を申請者は受ける。また、証明書、申請書却下の通知又は遅延の通知を受け取っていない場合、フィラデルフィア・サービスセンターの米国居住者証明書係りまで電話で確認することになる。

この米国における居住者証明書については、IRSのサイトより、FORM 8802, Instructions for Form 8802 (December 2003), Publication 686 (Rev. June 2004) がダウンロード可能であるが、IRSは、2001年6月8日付で居住者証明書に係る新しい手続になったことを公表している（IR 2004-78）。

IRSでは、従前には、申請書の提出があった場合、納税者の居住形態を確認するための文書が発行していたが、新しい申請書では、IRSに必要な事項をすべて申請書に記載できるように改正されている。ちなみに、IRSが2003年中に発行した居住者証明書は、約150万で、2004年は、海外投資の増加により約300万が見込まれている。

中央大学商学部教授

矢内 一好